

簡易公募型プロポーザル方式に準じた手続開始の公示
(建設のためのサービスその他の技術的サービス (建設工事を除く))

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

平成23年5月10日

支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 開発建設部長 浦辺 信一

1. 業務概要

- (1) 業務名 災害時港湾活用関連検討業務 (電子入札対象案件)
- (2) 業務内容 本業務は、那覇港・中城湾港・平良港及び石垣港における大規模災害(地震・津波)発生時に港湾物流事業の継続を確保することを目的として、複数想定される港湾施設の被害想定から復旧シナリオ(案)を検討し、復旧シナリオに応じた港湾関係機関の災害活動業務及び連絡体制等を構築するものである。
また、港湾BCP検討委員会を設置し、被害想定や復旧シナリオ(案)及び港湾関係機関の連携等を確認するものである。

主な業務内容は以下のとおりである。

- ・ 港湾の現況等の把握 1 式
 - ・ 被害想定を作成 1 式
 - ・ 災害時の物流・人流輸送の検討 1 式
 - ・ 復旧シナリオの検討 1 式
 - ・ 関係機関の連絡体制構築 1 式
 - ・ 港湾BCP委員会の開催 1 式
- (3) 本業務において、技術提案を求める評価テーマは、以下に示す事項とする。
 - ① 対象港湾に適した具体的な被害の想定方法
 - ② 対象港湾に適した復旧シナリオの想定方法
 - (4) 履行期限 契約締結日の翌日から平成24年3月23日
 - (5) 本業務は、提出資料、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがいたものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変えることができる。詳細については、業務説明書による。

2. 参加資格

技術提案書の提出は、(1)に掲げる資格を満たしている単体企業又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

(1) 単体企業

- ① 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。
- ② 沖縄総合事務局における平成23・24年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている又は申請中であること。

- ③ 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に沖縄総合事務局長から建設コンサルタント業務等の指名停止を受けている期間中でないこと。
- ④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑤ 参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

I) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社または子会社の一方が更生会社または更生手続が存続中の会社である場合は除く。

i 親会社と子会社の関係にある場合

ii 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

II) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし②については、会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

i 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ii 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

III) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記 I) 又は II) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 設計共同体

- ① (1) に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」(平成23年5月10日付け沖縄総合事務局開発建設部長)に示すところにより沖縄総合事務局建設開発部長から災害時港湾活用関連検討業務に係わる設計共同体としての競争参加者の資格(以下「設計共同体としての資格」という)の認定を受けているものであること。

3. 技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 参加表明者の経験および能力

当該部門の建設コンサルタント登録、同種又は類似業務の実績、業務成績、業務表彰経験の有無

(2) 配置予定の管理技術者の資格、同種又は類似業務の実績、業務成績、

担当した業務の業務成績、優秀技術者表彰経験の有無、恒常的な雇用関係

(3) 当該業務の実施体制(再委託又は技術協力の予定を含む。)

4. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 配置予定技術者の経験および能力

配置予定の技術者の資格、同種又は類似業務の実績、担当した業務の業務成績、

優秀技術者表彰経験の有無

(2) 業務実施方針および手法

説明書の理解度、実施方針の妥当性

(3) 特定テーマに対する技術提案書

的確性、実現性

(4) 参考見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部局

〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

沖縄総合事務局 開発建設部 管理課 契約第二係

電話 098-866-0031 (代表) (内: 2528)

(2) 業務説明書の交付期間、場所および交付方法

業務説明書を電子入札システムから入手するものとする。(ただし、紙入札方式の参加承認を得た者は上記5.(1)にて交付する。)

交付期間: 平成23年5月10日(火)から平成23年6月15日(水)までのうち、土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、9時00分から17時15分までとする。

(3) 参加表明書の受領期限ならびに提出場所および方法

受領期限: 平成23年5月20日(金) 17時15分

提出場所: 紙入札方式による場合は上記5.(1)に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

(4) 技術提案書の受領期限ならびに提出場所および方法

受領期限: 平成23年6月16日(木) 17時15分

提出場所: 紙入札方式による場合は上記5.(1)に同じ。

提出方法: 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)。

6. その他

(1) 手続において使用する言語および通貨は、日本語および日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除。

(3) 契約書作成の要否 要。

(4) 関連情報を入手するための照会窓口 上記5.(1)に同じ。

(5) 2(1)②に掲げる一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていない単体企業及び2(2)に掲げる設計共同企業体の認定を受けていないものも5(3)により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書の提出者として選定された場合であっても、技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出期限日において当該資格の認定を受けていなければならない。

(6) 詳細は業務説明書による。

7. Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Shinichi Urabe,
Director of the Development Construction Department, Okinawa General Bureau,
Cabinet Office.
- (2) Subject Matter of the contract : Disaster harbor utilization-related examination
duties
- (3) Time-limit to express interests : 5:15 P.M. 20 May 2011.
- (4) Time-limit for the submission of Proposals : 5:15 P.M. 20 May 2011
- (5) Contact point for tender documentation : Administration Division, Development
Construction Department, Okinawa General Bureau, Cabinet Office, 2-1-1 Omoromachi,
Naha-city, Okinawa-prefecture, 900-0006 Japan, TEL 098-866-0031ex. 2528.